

生前贈与

相続税増税まであと半年 信託活用で上手に備えを

来年1月に迫った相続税増税。基礎控除の引き下げで課税対象者が広がる。そんななか、事前にできる備えとして「贈与」に注目が集まっている。贈与の一番のメリットは、贈った相手の喜ぶ顔を自分の目で確かめられること。三菱UFJ信託銀行の教育資金贈与信託「まごよろこぶ」が人気商品となった理由の一つもこの点にある。同社ではきょう新たに「暦年贈与」の仕組みを利用した、使い勝手のよい信託商品を発表する。贈与をテーマに「相続への備え」について考えてみよう。

相続対策の切り札 「生前贈与」に注目

「相続税の心配は富裕層のもの」という時代が大きく変わる。というのも、相続税の基礎控除（非課税枠）が来年の1月から現在

の6割に減るからだ。例えば法定相続人が3人の場合、基礎控除は現在8000万円。遺産の額が8000万円より少ない場合は、相続人は相続税を払わなくて済む。それが来年以降、基礎控除が4800万円になる。今までは相続税の課税対象にならな

なかった人でもかかるケースが出てくる。また、相続税がかかる人は税金がより多くなる。そこで注目を集めているのが「生前贈与」だ。相続が起こる前に贈与によって資産を減らしておけば、相続財産が減って相続税の負担を小さくできる。ただし、

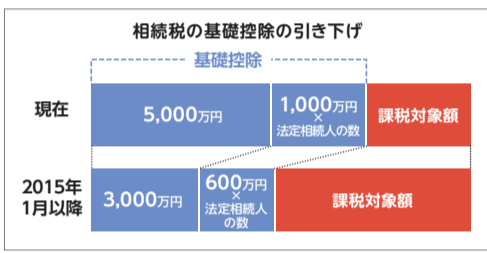
一定額以上の贈与には贈与税がかかる。そのため1500万円まで非課税になる教育資金贈与（非課税制度）や、贈与税の非課税枠（110万円/年）を利用した「暦年贈与」の活用を考えたい。

から孫への贈与を想定している。贈与された資金の使い道は教育費に限られる。学校等に直接支払う場合は1500万円まで、学校以外の塾や習い事に使う場合はそのうちの500万円までが非課税になる。

教育資金贈与は使途が教育費に限られ、孫にムダ遣いされる心配がないのがメリットだ。一方、年間110万円まで非課税になる「暦年贈与」は、使い道は問われない。教育資金贈与と併用することも可能だ。

祖父は贈与する教育資金を金融機関に預け入れる。その受け皿として人気を集めるのが、信託銀行の教育資金贈与信託だ。三菱UFJ信託銀行の「まごよろこぶ」では、孫の写真入りの通帳を作ったり、通帳に祖父母から孫へのメッセージを書き込んだりできる点が受け、孫にお金を借しめないシニアの気持ちをとらえている。

この商品は孫1人につき1金融機関1営業所に限られる。孫（未成年のうち）はの親（はい）でも口座から資金を引き出せるが、その際、学校等へ支払った領収書が必要だ。ただし、「まごよろこぶ」なら先に引き出すこともできる。



教育資金贈与 祖父母から支持

教育資金贈与の非課税制度は、30歳未満の人が直系尊属から受ける贈与が対象で、主に祖父母

が孫が30歳の誕生日を迎えたときに口座に資金が残っていたら、それが贈与税の課税対象になるので注意しよう。また、贈与した孫と贈与しない孫がいたりすると、あとでトラブルになることも考えられるので、将来の相続を含めて考えておこう。この制度は今のところ2015年12月末日までの期限措置となっている点にも注意が必要だ。

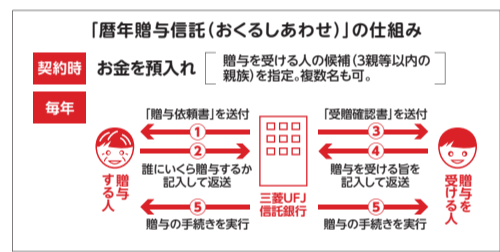
暦年贈与を賢く使う 信託商品登場

こうした煩雑な手間を省き、簡単に贈与できる新しい商品が、三菱UFJ信託銀行の「暦年贈与信託（おくるしあわせ）」だ。契約時にお金を預け入れ、贈与する相手の候補を指定する（3親等以内であれば複数人指定が可能）。初回の贈与の手続きは契約時に済ませる。

その後、毎月以降は、銀行から年一回送られてくる贈与依頼書に、契約者は誰にいくら贈与する

かを記入して銀行に返送するだけ。銀行は贈与を受ける人に確認書を送り、贈与を受ける意思を確認して贈与の手続きを実行するという仕組みだ。銀行が、贈与に関する手間を省いてくれて、贈与されることもなくなる。贈与する金額や相手は毎年変更可能なため、必要に応じて必要な額を必要人に贈与できる。もう一人に喜ばれたい、相続対策にもつながる。

このほか三菱UFJ信託銀行では「信託銀行だからできる」商品・サービスを豊富に取りそろえている。万のときに預金口座から引き出せず、当面必要な葬



儀費用などが用意できないということがないよう、簡単な手続きでお金を引き出せる相続型信託「ずっと安心信託」もその一つだ。いずれの信託商品も手数料無料なので手軽だし、元本が保証されているので安心だ。信託銀行という敷居が高いイメージがあるが、実は「まごよろこぶ」は10万円から、「暦年贈与信託（おくるしあわせ）」は500万円から、「ずっと安心信託」は200万円から利用できる。相続が気になる人、贈与を考えている人はぜひ一度三菱UFJ信託銀行に相談してみよう。

贈与の留意事項

- 受贈者が贈与を受ける意思を持っていること → 贈与契約書と引き出しの印鑑を渡すのが望ましい
- 贈与された財産の名義が受贈者のものになっていること → 受贈者名義の口座に入金し、通帳と印鑑を受贈者が管理する
- 贈与された財産を受贈者が自由に使えること → ...など

(※詳しくは税理士や所轄税務署などにご確認ください。)

相続税増税迫る！ 信託を活用して簡単・確実・安心な備えを

3つの商品は「元本保証」で「管理手数料無料」

「暦年贈与信託（おくるしあわせ）」

贈与手続きが簡単にできる信託。年間110万円まで非課税

新発売！

- 贈与契約書や振り込みなどの面倒な贈与手続きが不要。
- 毎年、贈与の意思確認が行われるので贈与し忘れも防げる。
- 贈与した人に贈与を受けた人の残高が通知されるので、次回以降の贈与の参考になる。

「教育資金贈与信託（まごよろこぶ）」

孫も親もよろこぶ信託。教育資金なら1,500万円まで非課税

大好評！

- 教育費をあらかじめ引き出し、立て替えの負担なし。
- オリジナルの写真入り通帳や手書きのメッセージを通帳内にのこせる。
- 教育資金以外に使うと贈与税がかかるので、無駄遣いしにくい。

「ずっと安心信託」

相続の準備が簡単にできる信託。万のときにすぐ使える

預けてよかった！

- 相続時、簡単な手続きで引き出せる。
- 葬儀費用や当面の生活資金のために使うことができ安心。
- 自分用の定期金や相続後に家族用の定期金としての受け取りも可能。

相続・贈与対策は、三菱UFJ信託銀行に相談を！

相続・贈与対策は上記商品以外にも生命保険や不動産の活用などがあります。相談は無料です。お気軽にお尋ねください。